

令和8年度原爆被爆者健康診断費基準額一覧表

検査の種類	検査項目	基準額
1 一般検査 (定期健診及び希望健診)	a. 視診、問診、聴診、打診及び触診 b. CRP検査 c. 血球数計算 d. 血色素検査 e. 尿検査 f. 血圧測定 (g. 肝臓機能検査〈AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法〉※1、h. ヘモグロビンA1c検査※2)	5,709円(2,079円※1 539円※2)
2 がん検査 (希望健診のみ)	A. 胃がん(問診、胃部エックス線検査又は内視鏡検査) B. 肺がん(問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診※3) C. 乳がん(問診、視診、触診、乳房エックス線検査) D. 子宮がん(問診、視診、内診、子宮頸部細胞診、 体部細胞診※4、コルポスコープ検査※5) E. 大腸がん(問診、便潜血検査) F. 多発性骨髄腫(問診、血清蛋白分画検査)	A. 胃部エックス線検査 (直接撮影) 12,273円 (間接撮影) 7,888円 内視鏡検査 16,170円 B. 5,083円(3,520円※3) C. 9,702円 問診、視診、触診のみ3,201円 D. 6,721円(5,720円※4 2,310円※5) E. 4,389円 F. 1,628円
3 精密検査	上記の検査の結果、医師が必要と認めた検査	診療報酬点数により算定した額と 7,028円のいずれか低い方の額※

※印については、医師が必要と認めた場合に実施(単価については加算)

※精密検査の支払い金額内訳内に7,028円を超えている受診者がいても、検査人員数×基準単価の額内に収まっているのであれば支払っても差し支えない旨確認済み。(厚生労働省健康局総務課援護予算係確認済み)

【胃部エックス線検査の撮影方式は、直接撮影を原則とし、実施医療機関の状況によりやむを得ない場合は、間接撮影も可能とする】